

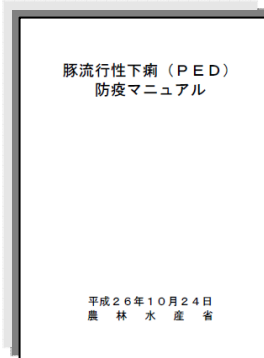
こんにちは 家畜保健衛生所です

平成26年10月

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルが完成

豚流行性下痢（PED）対策に関して、飼養衛生管理基準の遵守及びワクチンの適正使用を基本とした、新たな防疫対策が防疫マニュアルに規定されました。

次の訪問時にマニュアルを配布する予定です。



<概要>

○飼養衛生管理基準を遵守し、発生予防に努めましょう。

○ワクチンの特徴を十分理解し、用法用量を守り、適正に使用しましょう。

○PEDを疑う症状を発見した際は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡しましょう。

- ①複数の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が**水様性下痢、嘔吐、死亡**を呈した場合
- ②同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が**水様性下痢、嘔吐、死亡**を呈し、半日以内に同一腹の哺乳豚または他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一の症状が拡大した場合
- ③同一飼養区画内で複数の繁殖豚または肥育豚（離乳豚も含む）が、**食欲不振、下痢（軟便から水様性）、嘔吐**を呈した場合

○PEDが発生した場合、まん延を防止するため、発生農場の農場名及び住所を畜産関係者（養豚農場、と畜場等）に情報提供することになります。
あらかじめご了承ください。

★本年5月以降、PEDの発生は減少していますが、環境中からPEDウイルス自体が消滅したわけではありません。
マニュアルに従った防疫対策をお願いします。



家畜保健衛生所業務第一課
家畜保健衛生所業務第二課

0743-59-1700
0745-62-2440